

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 580 人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約 100 名が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

2009 年度税制改正 投資法人および特定目的会社の 導管性要件について

2009年3月31日に公布された所得税法の一部を改正する法律(以下、「2009年度税制改正」)により、租税特別措置法に規定される投資法人および特定目的会社の導管性要件に関して、配当の範囲、90%超配当要件および機関投資家の範囲等について改正が行われました。

本ニュースレターでは、2009年度税制改正における投資法人および特定目的会社の導管性要件の改正点について、その概要をご紹介します。

投資法人

配当の範囲

2009 年度税制改正前の租税特別措置法(以下、「旧措置法」)において、投資法人が行う金銭の分配のうち、利益の配当からなる部分の金額(以下、「配当等の額」)で、一定の要件(以下、「導管性要件」)を満たす事業年度に係るものは、その投資法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができることとされています。

2009 年度税制改正により、改正後の租税特別措置法(以下、「新措置法」)において、配当等の額には、配当見合いの合併交付金が含まれることとされました。

90%超配当要件

旧措置法において、投資法人が導管性要件を満たすためには、その事業年度に係る配当等の額の支払額が当該事業年度の配当可能所得の金額の90%を超えていることが必要(以下、「90%超配当要件」)とされていました。配当可能所得の金額は、配当等の損金算入を行わないで計算した場合のその事業年度の所得の金額(税務上の所得金額)とされていました。

2009年度税制改正により、90%超配当要件は、会計上の税引前当期純利益金額を基準とした配当可能利益の額により判定されることとされました。以下の金額がある場合には、それぞれに定める金額を控除した金額が配当可能利益の額とされます。

- | | |
|---------------|------------------|
| ① 前期繰越損失の額 | 当該前期繰越損失の額 |
| ② 負ののれん発生益の金額 | 当該負ののれん発生益の金額 |
| ③ 減損損失の金額 | 当該減損損失の金額の90%相当額 |

また、配当可能利益の額の計算上、控除された負ののれん発生益の金額(以下、「控除済負ののれん発生益の額」)がある場合には、その事業年度以後の各事業年度の配当可能利益の額の計算において、原則として、控除済負ののれん発生益の額に当該各事業年度の月数を乗じて、これを1,200で除して計算した金額、例外として、一定の要件を満たした場合に認められる特別な算式により計算した金額を加算することとされました。

特定目的会社

90%超配当要件

2009 年度税制改正により、特定目的会社についても上述の投資法人と同様の 90%超配当要件の改正が行われました。ただし、投資法人の 90%超配当要件に規定されている負ののれん発生益の金額についての調整は、特定目的会社には規定されていません。

機関投資家の範囲

2009 年度税制改正により、特定目的会社の導管性要件における機関投資家の範囲に沖縄振興開発金融公庫が加えられました。また、導管性要件のうち「特定社債が機関投資家のみによって引き受けられたものであること」および「特定目的借入れが機関投資家からのものであること」の要件の判定上、特定社債流動化特定目的会社が追加されました。特定社債流動化特定目的会社とは、金融商品取引法上、適格機関投資家として認められる要件を備えた特定目的会社(有価証券および投資有価証券の金額の合計額が10億円以上であるもの等)で、その特定資産が次に掲げる資産のみであるものをいいます。

- ① 特定資産が不動産等のみである特定目的会社が発行する特定社債
- ② 特定資産が不動産等のみである特定目的会社が特定目的借入を行う場合のその特定目的会社に対する貸付金
- ③ 匿名組合契約の営業者が匿名組合契約に係る事業のために借入を行う場合のその営業者に対する貸付金

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

金融部

〒100-6015

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	高野公人	03-5251-2698	kimihito.k.takano@jp.pwc.com
マネージャー	齋木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saike@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com
	藤野孝太郎	03-5251-2036	kotaro.fujino@jp.pwc.com
	伊藤耕一郎	03-5251-6525	koichiro.ito@jp.pwc.com
	比留間延佳	03-5251-2871	nobuyoshi.hiruma@jp.pwc.com
梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.m.kajiwara@jp.pwc.com	
ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com	